

## 投稿規定

- 一、投稿枚数は四〇〇字詰原稿用紙四〇枚以内。
- 二、原稿は縦書きを原則とします。横書きによる掲載を希望する場合は、投稿前に必ずご相談ください。
- 三、原稿は完全清書原稿とし、注・引用その他の形式は、既刊のものに準拠してください。場合によっては体裁の統一を図らせていただきます。
- 四、ワープロ原稿で送られる場合は、データ(CD-ROM・USB等)も提出してください(後日、返却します)。その際ワープロ機種名またはワープロソフト名を記載ねがいます。また、かならず四〇〇字詰原稿用紙に換算した投稿枚数を明記してください。
- 五、原稿は、手書き・ワープロを問わず、コピーを一部添えて、都合二部、お送りください。
- 六、執筆者校正は論文・書評について初校のみ。ただし加筆訂正は最小限度におねがいます。
- 七、論文執筆者には掲載誌三部・抜刷四〇部を進呈します。
- 八、「立教大学日本文学」は雑誌として刊行すると同時に立教大学のレポートリにも登録され、掲載原稿の全文をPDF化したうえでオンライン公開します。投稿された原稿については、その旨、ご承諾いただいたものとします。
- 九、原稿のメット日は、五月の連休明け最初の月曜日と十一月の秋学期明け最初の月曜日です。

## 「書評」欄に関する規定

### ― 献本のお願ひ

「立教大学日本文学」は学会員の著作を広く紹介することを目的に「書評」、「新刊紹介」欄を設けてまいりましたが、これまで掲載規定がありませんでした。今後は、以下のような原則で同欄を充実させていきたいと考えておりますので、何卒、ご協力をお願いいたします。

- 一、「書評」、「新刊紹介」については、著作の一冊を立教大学日本文学会に献本いただいたものを対象とする。
- 一、献本いただいた著作については、原則として「書評」または「新刊紹介」を掲載する。
- 一、「書評」(執筆は非学会員も含めた有識者)、「新刊紹介」(執筆は大学院生)の区別については、編集委員会が適宜判断する。

## 編集後記

△第一〇九号をお届けします。今号は昨年ご退職され、名誉教授となられた加藤定彦先生の定年退職記念号となります。先生の薫陶を受けた方々からは多彩なご論考を頂戴し、内容の濃い特集を組むことができました。加藤定彦先生におかれましては、長年にわたるご指導、本当にありがとうございました。

△近年、日本文学専修は立て続けに教員の定年退職が続いていますが、二〇一二年度末には小峯和明教授がご定年になられます。少し先のことになりますが、第一一〇号は小峯先生の定年退職記念号になりますので、関連分野にご関心をお持ちのみなさまは準備をお願いします。

△二〇一三年度からは、近世文学と中世文学の領域にそれぞれ新しい専任教員を迎えます。新しい力が加わることで、立教大学日本文学会は更に活発な学会活動ができるようになるのではないかと期待しています。

## 立教大学日本文学 第一〇九号

二〇一三年一月二十五日 印刷

二〇一三年一月三十日 発行

編集発行人

立教大学日本文学会

沖森卓也

〒171-8501 東京都豊島区西池袋三―三―四一―

サポーターセンター

電話 (〇三三) 三九八五―二五〇五

印刷

上毛印刷株式会社

会費 一年 四〇〇〇円

立教大学日本文学会

振替 〇〇一四〇―一八―二二三三三

\*本会への入会申込・会費など、電話によるお問い合わせは、下記のサポートセンターまで。

## 立教大学日本文学会会則

**第一条** 本会は立教大学日本文学会と称し、事務局を立教大学文学部文学科日本文学専修研究室に置く。

**第二条** 本会は会員の日本文学・日本語学の研究、ならびに相互の親睦をはかることを目的とする。

**第三条** 本会は次の会員をもつて構成する。

一、**普通会员** 立教大学文学部文学科日本文学専修の専任および兼任の現教職員 同学科専修卒業生、大学院文学研究科（日本文学専攻）修了生およびその他本会の趣旨に賛同する者。

一、**学生会員** 立教大学大学院文学研究科（日本文学専攻）在学生および同文学部文学科日本文学専修在学生。

一、**特別会員** 立教大学文学部文学科日本文学専修の専任および兼任の旧教職員、同専修関係の現非常勤講師。

一、**同窓会員** 立教大学文学部日本文学科・日本文学専修の卒業生および大学院文学研究科（日本文学専攻）修了生、その他本会の趣旨に賛同する者。

**第四条** 本会は次の事業を行う。

一、機関誌「立教大学 日本文学」、「立教大学 日文ニュース」の刊行。但し、機関誌の編集その他に関しては別に細則を定める。  
二、研究発表会。

一、その他の必要な事業。

**第五条** 本会の経費は、普通会员の会費、ならびに寄付金その他の収入をもつてあてる。

**第六条** 本会の会計年度は四月一日に始まり、翌年三月三十一日までとする。

**第七条** 本会には次の役員を置く。

一、**会長** 一名 本会を代表し会務を統べる。  
一、**委員** 若干名 本会の会務を行う。但し、委員会の構成その他に関しては別に細則を定める。

一、**会計監査** 一名 本会の会計を監督監査する。

**第八条** 会長は立教大学文学部文学科日本文学専修主任を当てる。委員・会計監査は普通会员の中から選出し、会長がこれを委嘱する。

**第九条** 役員の任期は一年とし、重任を妨げない。

**第十条** 本会は年一回總會を開催するものとする。

**第十一条** 会則の改正は總會の議を経て行う。付則 本会則は一九七二年十一月十一日より改正施行する。一九九八年七月十一日一部改正。二〇〇九年七月四日一部改正。二〇一〇年七月三日一部改正。

### 同 細 則

一、委員会は、事務局担当委員、編集担当委員およびその他の委員で構成される。  
二、委員会の構成人員は、教員八名前後、その他十名前後とする。

三、事務局は事務局担当委員をもつて構成する。

四、事務局担当委員は、委員の中から、教員二名、大学院生二名を選出し、会長がこれを委嘱する。

五、編集担当委員は、委員の中から、教員二名、大学院生二名を選出し、会長がこれを委嘱する。

六、編集担当委員は、編集会議を開いて機関誌の企画編集を行う。

七、会計は、教員委員の中から一名を選出し、会長がこれを委嘱する。

八、本会の会費は、普通会员は年四千元、同窓会員は年百円とし、五年分五百円を一括して納めることとする。

九、普通会员・学生会員・特別会員には、「立教大学 日本文学」、「立教大学 日文ニュース」が配布される。同窓会員には「立教大学 日文ニュース」が配布される。

十、本会の会費を三年以上つづけて未納の者は退会とみなされる。ただし退会後は、会費滞納三年分に加えて新年度会費を納めることでの再入会とする。

十一、学生会員、特別会員については、会費を免除する。

十二、細則の改正は委員会の議を経て行い、会長の承認をうるものとする。

付則 本細則は一九七二年十一月十一日より施行する。一九九八年七月十一日一部改正。二〇〇〇年七月八日一部改正。二〇〇九年七月四日一部改正。二〇一〇年七月三日一部改正。